

## 第16節 貯木及び在港船舶対策計画

災害時における洪水等による流木被害を防御するための貯木及び在港船舶対策は、本計画の定めるところによるものとする。

### 第1 実施責任者

- 1 流木の被害を防御するための貯木対策指導は、県が実施するものとする。
- 2 在港船舶の対策指導は、県及び小松島海上保安部が当たるものとする。

主な実施機関  
県（林業振興課，水産課，港湾課），小松島海上保安部

### 第2 貯木対策

#### 1 災害防止の方法

各貯木場においては、災害時の河川の氾濫や高潮時による貯木の流出を防止する方法として、ワイヤロープ，鉄柵，非常用ロープ，器具及び流出防護柵を設備し，貯木の流出に対処するものとする。

#### 2 港内における貯木対策

##### (1) 事前措置

- ア 木材入荷状況の把握
- イ 貯木状況及び現在量の把握並びに必要時の管制
- ウ 流出防止対策の指導
- エ 災害時における危険箇所の想定とこれに対する対策の策定
- オ 災害時における流木回収能力の把握
- カ 流出防止措置の確認

##### (2) 事後措置（流木措置）

- ア 流木状況の調査
- イ 船舶及び関係者に対する流木状況の周知
- ウ 流木の早期回収の勧告あるいは除去命令の発動
- エ 流木回収状況の把握及び関係者への周知
- オ 流木の早期回収の実施とその推進

### 第3 在港船舶対策

#### 1 災害防止の方法

客船等は，災害に対処し得る適切な計画をあらかじめ作成しておき，災害時の被害を最小限にとどめるようにする。

##### (1) 災害発生予想日の数日前及び前日の措置

- ア 在港船舶及び入港予定船舶の動静把握及び出入港の管制
- イ 木材荷役船舶に対する措置
- ウ 危険物荷役船舶に対する措置
- エ 運転不自由船舶に対する措置
- オ 木材の流出防止措置
- カ 台風等災害に関する情報の収集及び船舶

##### (2) 災害発生予想日前日及び当日の措置

- ア 災害発生に関する情報の収集及び伝達
- イ 在港船舶に対する避難勧告
- ウ 船舶に対する出入港の制限
- エ 小型船舶用船だまりの整理
- オ 在港船舶に対する停泊方法の指導
- カ 木材に対する流出防止措置の確認

##### (3) 災害発生後の措置

- ア 被害の調査
- イ 災害復旧応急対策
- ウ 事故船に対する救難措置
- エ 流出木材に対する措置